

公益財団法人への移行にともなう税の優遇措置について

公益財団法人 東京都医療保健協会

当財団は、2012年4月1日付けで公益財団法人に移行いたしました。

個人・法人からの公益財団法人への寄附金については、一定の要件の下で税制上の優遇措置が受けられます。今後、当財団への、ご寄附は、この優遇措置の対象となります。詳細は、下記のとおりです。

記

1. 個人の場合

個人からの寄附金は、所得税、相続税、個人住民税（一部の都道府県・市区町村に限る）および相続税において、次のような優遇措置の対象となります。

なお、東京都民税および練馬区民税は控除対象であることを確認しております。

(1) 所得税における優遇措置

(所得税法施行令第217条第1項第3号による)

個人からの寄附金は、確定申告によって、年間所得の40%を控除限度額として、前年1年間分（1月1日～12月31日）の寄附金総額から2千円を差し引いた金額を控除することができます。

[例]年間所得が500万円で、個人正会員会費1口（10,000円）の場合
10,000円－2,000円＝8,000円を所得総額から控除できます。

(控除限度額：500万円×0.4－2,000円＝199万8000円)

寄付金控除を受けるためには、所轄税務署での確定申告を行ってください。通常確定申告時期は、毎年2月16日～3月15日（土日祝の場合は翌日か翌々日となります）。

確定申告書提出の際に、当財団が発行した「領収書」を添付してご申告ください。なお、勤務先などで行う年末調整等では控除の適用は受けられません。

(2) 個人住民税における優遇措置

(地方税法等の一部を改正する法律（平成20年4月30日公布）による)

個人住民税の寄附金税制が拡充され、一部の都道府県・市区町村では、条例の指定により、公益財団法人に寄附をした個人は、確定申告によって、所得税控除に加えて個人住民税の控除も受けられるようになりました。

寄付金のうち5千円を差し引いた金額が、税額控除されます。税額控除率は、都道府県指定の場合は4%、市区町村指定の場合は6%です（都道府県と市区町村のどちらからも指定

された寄付金の場合は10%)。なお、東京都に住民登録をされている方の場合は、当財団をはじめ公益財団法人への寄附金は個人住民税控除の対象となります。その他の道府県における条例での指定状況については、お住いの道府県税事務所・各市区町村の徴税窓口までお問合せください。

個人住民税の寄付金控除申告は、確定申告の際に、所得税の寄付金控除と併せて行えます。確定申告書の第二表内、「住民税に関する事項」の「条例指定分」の欄に金額をご記入いただき、当財団が発行した「領収書」を添付してご申告ください。

(3) 相続税における優遇措置

(租税特別措置法施行令第40条の3 第1項第3号による)

相続により受け継いだ財産の一部もしくは全額の寄付については、相続税が課税されません。相続税の申告期限は、故人がお亡くなりになった翌日から10ヶ月以内です。その期限内にご寄付いただき、相続税申告書提出の際に、当財団が発行した「領収書」を添付してご申告ください。

2. 法人の場合

法人からの寄附金は、法人税において、次のような優遇措置の対象となります。

法人税における優遇措置

(法人税法施行令第77条第1項第3号による)

公益財団法人に寄附をした法人は、確定申告によって、法人税法上の通常の「一般損金算入限度額」とは別枠の「特別損金算入限度額」を上限として、損金算入をすることができます。確定申告書提出の際に、当財団が発行した「領収書」を添付してご申告ください。具体的な損金算入限度額は以下のとおりです。

(1) 「一般損金算入限度額」

$(\text{資本金等の額} \times 2.5/1000 \times \text{事業年度の月数}/12 + \text{事業年度の所得金額} \times 2.5/100) \times 1/4$

(2) 「特別損金算入限度額」 (法人税法施行令第77条の2)

$(\text{資本金等の額} \times 3.75/1000 \times \text{事業年度の月数}/12 + \text{事業年度の所得金額} \times 6.25/100) \times 1/2$

上記(1)、(2)の限度額は併用することができます。

【公益財団法人 東京都医療保健協会】

[住 所] 〒176-8530 東京都練馬区旭丘1-24-1

[TEL] 03-5988-2200

[FAX] 03-5988-2250

[E-Mail] info@nerima-hosp.or.jp